令和3年度

事業概要

(令和2年度実績)

子ども心理治療センターうぐいすの杜

はじめに

山梨県立子ども心理治療センターうぐいすの杜は、令和2年4月1日に山梨県初の 児童心理治療施設として開設しました。家庭環境、学校における交友関係、その他の 環境上の理由で社会生活への適応が困難となった小・中学生を、入所または保護者 の下から通わせて、心理に関する治療および生活指導、相談などを行っています。

一人ひとりの支援に試行錯誤を繰り返しましたが、大人を信じ、頼ることが出来なかった児童が困ったときに職員に助けを求められるようになったり、他人のせいばかりにしていた児童が自分を見つめることが出来るようになったりと、徐々に変化が見られてきました。私たち職員も子どもたちとの関わりを通じて、職務に自信と誇りをもち、施設の可能性を感じさせてもらうことが出来ました。引き続き、個々の能力を高めるだけでなく、施設全体の対応能力を向上していけるような支援、人材育成を行っていきます。

また、児童福祉や医療、教育などにある、県内の児童心理治療施設の幅広いニーズにお応えできるよう連携を推進していきます。そして、うぐいすの杜で培われた経験を地域連携につなげ、児童福祉全体の人材育成やレベル向上に貢献するとともに、社会への啓発活動につなげていきたいと考えています。こころに傷を負っている児童が穏やかな気持ちで生活しながら癒される「杜」に育てていけるよう努めてまいります。暖かいご支援ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

山梨県立子ども心理治療センターうぐいすの杜 所長 後藤裕介

目 次

I 子ども心理治療センターうぐいすの杜の概要

	1	目的	١
	2	基本理念	١
	3	基本方針	١
	4	沿革	١
	5	施設	3
	(1)	場所	
	(2)	定員	
	(3)	建物	
	6	対象児童	4
	(1)	対象年齢	
	(2)	対象児童像	
	7	組織図·職員構成 ······	4
	8	運営機構	5
	9	苦情解決・児童の権利擁護、事故防止・安全対策	5
	(1)	苦情解決体制	
	(2)	児童の権利擁護	
	(3)	事故防止·安全対策	
	10	非常災害対策	6
	(1)	サポートプラザ消防計画	
	(2)	非常災害対策計画の策定	
	(3)	地震防災応急計画の策定	
	(4)	避難確保計画(洪水)の策定及び甲府市への提出	
	(5)	避難訓練	
	11	施設評価	6
	(1)	自己評価及び利用者アンケートの実施	
	(2)	第三者評価	
	12	主要業務	
	13	児童の状況	6
П	総	合環境療法	
	I	治療・支援のしくみ	7
	(1)	基本方針	

	(2)	治療構造
	(3)	治療・支援の流れ
	(4)	治療の展開と目標
	2	総合環境療法に係る多職種連携会議
Ш	治	療機能
ш	. /⊔	
	I	入所治療機能 ·······IO
	(1)	生活支援
	(2)	心理治療
	(3)	家族支援
	(4)	医療支援
	(5)	関係機関との連携
	2	通所治療機能
	(1)	心理治療
	(2)	家族支援
	(3)	関係機関との連携
	(4)	アフターフォロー
IV	研	修·普及
	.,,	
	1	人材育成
		職員研修
		実習生受け入れ
	2	関係機関連携20
		講師派遣
		関係機関連携
		各種連携会議
	3	21— 11/2
		研究発表業績
		広報·普及21
		施設視察・見学者受け入れ
	(2)	機関誌発行

I 子ども心理治療センターうぐいすの杜の概要

I 目的

山梨県立子どもの心理治療センターうぐいすの杜(以下、心理治療センター)は、児童福祉法第 43 条の2に基づき、家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的としています。

2 基本理念

子どもの生命と人権を守り、一人ひとりの存在を尊重し、それぞれの目標に向かって成長発達を支援します。

- 私たちは児童憲章と子どもの権利条約の理念を遵守します。
- 私たちは一人ひとりの子どもの最善の利益を追求します。
- 私たちは子どもが主体的に自己決定できるように援助し、その決定を尊重します。
- 子どもの心のケアを行う児童福祉施設として、地域の関係機関と連携することにより、専門施設としての役割を果たします。

3 基本方針

- 一人ひとりの子どもに合わせた治療的生活ケアを基盤にして、医療、心理治療、家族支援を行い、併設する学校教育と連携して総合環境療法を実践します。
- 心に傷を抱えた子どもが安心感を持てる場所で、大切にされる体験を積み重ね、信頼関係や自己肯定感(自尊心)を取り戻していけるように養育ケアを行います。
- 子どもの自立や自己実現を目指して、子どもの主体的な活動を大切にするとともに、様々な生活体験などを通して、自立した社会生活に必要な基礎的な力を形成していきます。
- 一人の子どもに対して、ケアワーカーとセラピスト、親担当セラピストとファミリーソーシャルワーカーがチームを組んでそれぞれの専門性を発揮し、多角的にアプローチすることにより、子どもの発達と回復を促進します。
- 児童相談所およびこころの発達総合支援センターと連携しながら、家族支援(親子関係 の再構築支援)を行います。
- 公平·公正な施設運営とするために、施設運営の透明化及び情報共有ができる運営システムの構築を図ります。
- 施設の専門機能を生かして地域に貢献します。

4 沿革

- 平成28年5月 「発達障害等に対する総合的な基本構想策定委員会」及びワーキング グループを設置
- 平成28年5月、8月、11月 基本構想策定委員会開催

- 平成28年9月 県議会において、こころの発達総合支援センター、児童心理治療施設、 中央児童相談所を一体的に整備することを表明
- 平成28年11月『子どもの心のケアに係る総合拠点(仮称)整備基本構想』策定
- 平成28年12月 県議会において、甲府市住吉地内(現在地)での整備、平成31年度内 完成を目指すことを表明
- 平成29年7月、平成30年3月、平成31年3月 開設準備委員会開催 開催準備委員会の検討を踏まえ、ワーキンググループで課題 を検討(医療連携WG、地域連携WG、医療・福祉施設連携WG)
 - ·令和元年8月、12月 医療連携WG開催
 - ·令和元年7月、10月、12月 地域連携WG開催
 - ・医療・福祉施設連携は庁内で実務的に検討
- 平成29年3月~平成30年3月 基本設計、実施設計
- 平成30年10月 起工式、建設工事着工
- 平成31年3月 名称公募
- 令和元年5月 総合拠点、児童心理治療施設、特別支援学校の名称を決定
- 令和2年3月 建設工事、外構・植栽工事等完成、中央児童相談所及びこころの発達 総合支援センターが福祉プラザ内(甲府市北新)から移転
- 令和2年4月 『子どものこころサポートプラザ』として業務開始 山梨県立子ども心理治療センターうぐいすの杜開所 ・初代所長 後藤裕介氏(小児科医)

5 施設

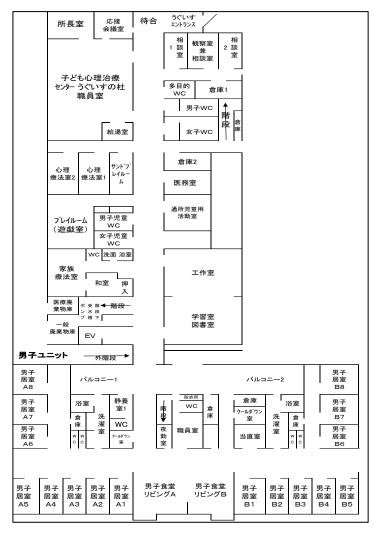
(1) 場所

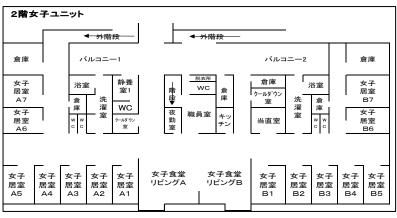
山梨県甲府市住吉2丁目1番17号(子どものこころサポートプラザ内)

(2) 定員

入所30名 通所15名

- (3) 建物
 - ・ 延べ床面積 管理棟1060,9㎡ 居住棟(1階、2階)788,26㎡
 - 平面図





6 対象児童

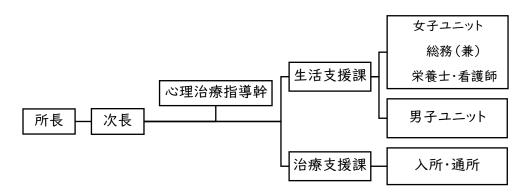
- (I) 対象年齢 小·中学生
- (2) 対象児童像

家庭、学校、社会での対人関係のもつれや歪みなどの心理的な要因によって不適応を起こしている児童を対象とする。具体的には、

- ① 被虐待等の環境要因により、社会生活への適応に課題を生じており、安定的な環境での生活や生活場面に沿った心理的な介入により、改善が期待される児童
- ② 二次障害として適応困難を生じており、本人に合わせた対応を進める必要があると考えられる発達障害児
- ③ 強い対人不安等から生じている、ひきこもり、家庭内暴力などの問題を抱えており、環境調整等により改善が見込まれる児童
- ④ 心身症等により不登校の問題が生じている児童で、環境調整等により改善が見込まれる児童
- ⑤ その他、児童相談所長が必要と判断した児童

7 組織図·職員構成

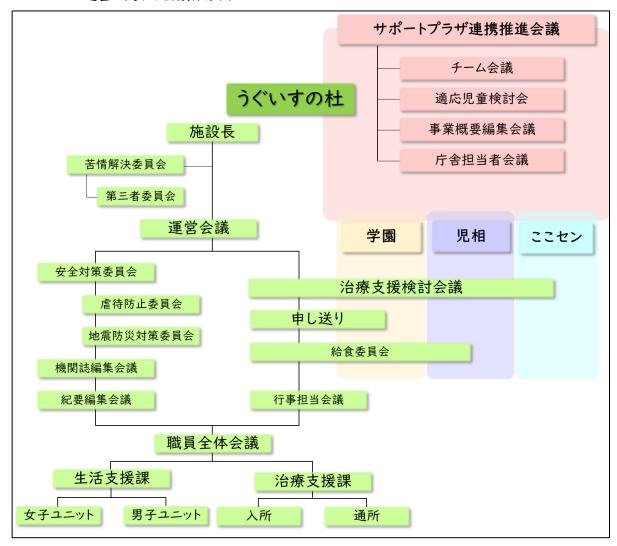
<組織図>



<令和3年度職員体制>

所長(医師)	1
次長	I
心理治療指導幹	1
治療支援課長(家庭支援専門相談員兼務)	1
児童指導員(個別対応職員 含む)	14
心理療法担当職員	6
栄養士	1
看護師	1
庶務担当(中央児童相談所兼務)	(1)
宿直職員	8
計	34(35)

8 運営に関する会議体系図



9 苦情解決・児童の権利擁護、事故防止・安全対策

(I) 苦情解決体制

- · 第三者委員2名(樋川隆委員 藤森雅恵委員)
- 意見箱(3カ所)の設置
- ・ 令和2年度の苦情・・1件

※近隣より、サッカーボールがフェンスを越えてガラス戸にぶつかったことついて、対策を講じてほしいとの苦情に対して、防護ネットを設置。

(2) 児童の権利擁護

- · 虐待防止委員会(課長以上で構成)
- ・ 子どもの権利ノート作成
- ・ 施設内虐待防止研修の実施
- ・ 職員対象の権利擁護(虐待防止)アンケートの実施

(3) 事故防止·安全対策

- · 安全対策事故防止研修の実施(年1回)
- ・ インシデント、アクシデント報告及びリスクマネージャーを中心とした対策を検討

- ・ 安全対策委員での検証・・年間4回実施(6月、9月、12月、3月)
- ・ 施設及び設備・遊具等の安全点検の実施

10 非常災害対策

- (1) サポートプラザ消防計画(中央児童相談所で作成)
- (2) 非常災害対策計画の策定
- (3) 地震防災応急計画の策定

所在地が、大規模地震対策特別措置法第3条第1項に基づく指定された地震防災対策強化地域内であるため、厚生労働省「社会福祉施設における地震防災応急計画の作成について(社施第五号)」の通知に基づき、地震防災応急計画を策定。

(4) 避難確保計画(洪水)の策定及び甲府市への提出 所在地が洪水浸水想定区域(荒川氾濫時、50cm~3mの浸水の可能性あり)に該当しているため、垂直避難を核として避難確保計画を策定し、甲府市に提出。

(5) 避難訓練

火災、地震、夜間、水害をそれぞれ想定して、避難訓練を月1回実施。

|| 施設評価

- (1) 自己評価及び利用者アンケートの実施 結果については、施設内掲示及びホームページにて公表
- (2) 第三者評価

令和2年度は開設初年度のため、令和3年度に実施予定。

12 主要業務

- 施設の運営管理
- 入所に係る調査・準備
- 児童に対する治療的生活支援
- 入所児童に対する心理治療
- 児童の診察及び健康管理
- 栄養管理·栄養指導
- 保護者に対する相談支援
- 通所児童に対する心理治療
- 地域の支援機関との連携

13 児童の状況(令和2年度末時点)

<在籍児童数>

性別	入所	通所	計
男	3	2	5
女	3	0	3
計(人)	6	2	8

<年齢・所属別>

		入所					
	男	女	計	男	女	計	合計
小学生	3	3 2 5		I	0	I	6
中学生	0	1	I	I	0	I	2
計(人)	3	3	6	2	0	2	8

<在籍期間> ※初年度のため全員 | 年未満

	入所	通所	計
小学生	0	0	0
中学生	0	I	I
計(人)	0	- 1	- 1

<退所状況>

Ⅱ 総合環境療法

児童心理治療施設では、多くの専門職の協働によって、施設での生活を治療的な経験にしていきます。日常生活、学校生活、個人心理治療、集団療法、家族支援、施設外での社会体験などを有機的に結びつけた総合的な治療・支援を「総合環境療法」といい、児童心理治療施設の大きな特徴の一つとなっています。

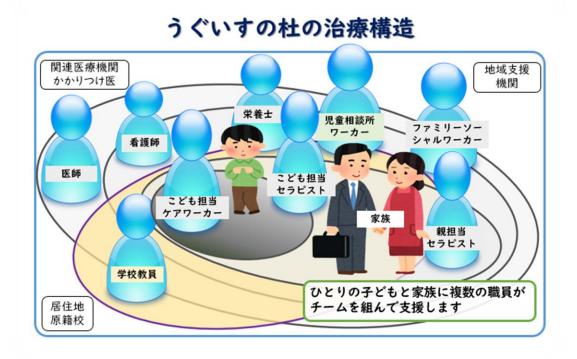
I 治療・支援のしくみ

(1) 基本方針

- 心理的困難を抱え、生きづらさを感じている子どもに対して、安全で安心できる場を提供することを目指しています。
- 警戒心が強い子どもが多いため、個々の状態に合わせて適切な距離感と時間をとり ながら、大人との信頼関係を築いていきます。
- 子どもが自分で日課を決められるように主体的な活動を大切にしています。さまざまな生活体験を通して、子どもの自立した社会生活や自己実現に必要な基礎的な力を 形成していきます。
- 大人の基準で子どもを評価的にとらえるのではなく、子どもそのものの姿を尊重し、受け止めて、大切にされるという体験を積み重ねます。そして、自分自身が大切な存在であると感じることが出来るように支援します。自身の持つ潜在的な可能性を見つけられるように心がけ、成功体験を通じて自己肯定感(自尊心)を取り戻していけるように養育ケアを行います。

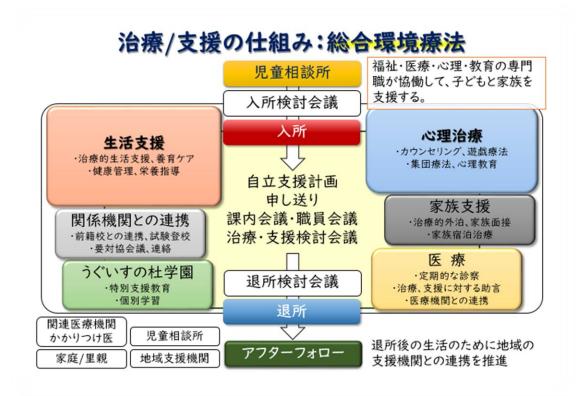
(2) 治療構造

うぐいすの杜には、子どもの生活をケアする福祉職や心理職、ファミリーソーシャルワーカー、 医師、看護師の医療職、栄養士と多種の専門家が配置されています。また、子どものこころサポートプラザ内には特別支援学校うぐいすの杜学園や児童相談所、こころの発達総合支援センターが併設しています。これらの施設と相互連携して、一人ひとりの子どもに必要な治療的生活支援を基盤とした心理治療、医療、家族支援を行い、総合環境療法を実践します。



(3) 治療・支援の流れ

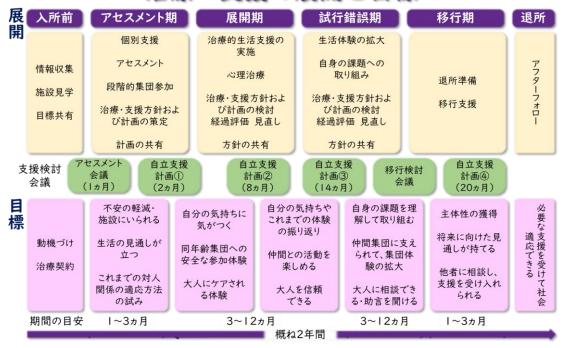
児童相談所で児童心理治療施設における治療が適当であると判断された子どもについて、 児童相談所や特別支援学校うぐいすの杜学園とともに入・通所検討会議を開催します。うぐい すの杜の入・通所が決定すると(措置)、対象となる子ども(と保護者)に治療目標を確認します (治療契約)。入所もしくは通所が始まると、うぐいすの杜の生活と学校という学びの場における 子どもたちの状況を1日2回のカンファレンスを通じて共有します。定期的に実施される治療支 援検討会議においては、児童相談所やこころの発達総合支援センター、関係機関とともに治療 方針の設定や確認、評価などを行っています。退所後は、新しい環境に適応できるように地域・ 連携期間と協議しながら、1年間を目途にアフターフォローで支援を継続していきます。



(4) 治療の展開と目標

入所前に子どもの状況やこれまで生まれ育ってきた環境、影響を与えたと考えられる要因を収集、共有し、関係機関で支援目標を確認します。子どもとの面会や施設見学の機会をもち、自分自身にとってなにが課題であり、どうなりたいのかを確認します。この時の治療契約、動機づけが治療を円滑に進めるために最も大切なことだと考えています。治療開始後に表在化する言動の意味や背景にある子どもの思いを理解し、評価します(アセスメント・導入期)。入所前の情報や導入期のアセスメントに基づいて治療検討会議を開催し、自立支援計画を策定します。治療的生活支援や心理治療を通して、大人との信頼関係を構築し、自分自身の課題について気づかせていきます(展開期)。そして、職員や仲間集団に支えられながら、子どもが自分自身の力で課題を克服できるように支援していきます(試行錯誤期)。困難に向かい合ったときには大人の助けを借りながら、自立や自己実現のために、主体的に取り組めることを目指していきます(移行期)。子どもの状況や家庭・養育環境によっても異なりますが、概ね2年間の治療期間中に退所後の生活を見据えながら、保護者や地域、学校などの関係機関と連携を取っていきます。さらに、退所後は、継続した支援が実施されるように、1年間のアフターフォローを行います。

治療・支援の展開と目標



2 総合環境療法実施に係る多職種連携会議

総合環境療法の一環として、子どもの治療段階に応じて、施設内外の機関と連携を行い、子どもの治療目標達成や移行に向けて情報共有や協議を行います。

<令和2年度 連携会議実施状況>

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	I 月	2月	3月
適応児童検討会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	ı	I	_
入所·通所検討会議	3	ı	0	ı	0	2	0	0	0	0	Ι	0
治療支援検討会議	0	ı	ı	4	0	0	2	3	3	2	I	0
申し送り	※平日	は原則毎	日実施									
児童相談所担当 ケースワーカー面接	0	0	0	0	ı	I	2	5	6	5	5	5

Ⅲ 治療機能

- I 入所治療機能
- (1)生活支援
 - (ア)支援方針

職員が生活を共にする中で、子どもたちが安心安全に生活できる環境を保障し、大人を信

頼する気持ちを育てます。また、子どもたちの様子を観察し、問題となる症状や行動の背景を理解し評価を繰り返すことで、個々の状態像を把握し、必要な支援につなげていきます。集団への適応力や自己コントロールカ、コミュニケーションスキルやチャレンジ意欲の向上等、それぞれの治療段階に合わせた目標を設定し、支援します。

(イ) 日課

平日日課と休日日課、特別日課(夏休みや冬休み)に分かれる。起床から就寝までわかり やすい生活日課を設定することで、生活に統一性が生まれ、見通しを持って安心して生活す ることを目的としています。活動と休息のメリハリを持たせることや、それぞれの子どものペー スに合わせた個別日課を組み込む等、自己コントロールが苦手な子どもや集団活動が負担 になりやすい子どもにも配慮した日課を組み立てています。

平日日課表

7 日日酥18										
小学生	時間	中学生								
起床	7:00	起床								
洗面・着替え・布団の整頓		洗面・着替え・布団の整頓								
朝食・歯磨き	7:30	朝食・歯磨き								
登校準備	7.50	登校準備								
登校	8:30	登校								
うぐいすの杜学園 授業開始	8:40	うぐいすの杜学園 授業開始								
旧中	15:15(小学生)	旧中								
帰寮	15:20(中学生)	帰寮								
おやつ	15:30	おやつ								
45 (>	13.30	43 (>								
掃除·整理整頓·宿題	16:00	掃除·整理整頓·宿題								
自由時間	10.00	自由時間								
夕食・歯磨き	18:00	夕食・歯磨き								
入浴・自由時間	19:00	人浴·学習								
就寝準備	21:00	自由時間								
就寝・消灯	21:30	就寝準備								
	22:00	就寝·消灯								

休日日課表

小学生	時間	中学生
起床 洗面・着替え・布団の整頓	7:00	起床 洗面・着替え・布団の整頓
朝食・歯磨き	7:30	朝食・歯磨き
余暇活動·集団活動	9:00	余暇活動·集団活動
昼食・歯磨き	11:30	昼食・歯磨き
自由時間	12:30	自由時間
おやつ	15:00	おやつ
掃除・整理整頓・自由時間 児童ミーティング	15:30	掃除・整理整頓・自由時間 児童ミーティング
夕食・歯磨き	18:00	夕食・歯磨き
入浴·自由時間	19:00	入浴
就寝準備	21:00	自由時間
就寝·消灯	21:30	就寝準備
	22:00	就寝·消灯

(ウ)給食

献立は「食事摂取基準」に基づいて作成しています。心身の発育・発達に必要な栄養量を満たす食事を提供するとともに、個々の身体状況(健康状態、食物アレルギー、咀嚼力、嗜好)にも配慮して献立内容や調理を工夫しています。また、季節の食材や行事食などを取り入れ、様々な食の経験を通じて豊かな人間性が育まれるように努めています。職員と食事を共にする中で食事の大切さを感じ、基本的な食習慣が身に付けられるように支援しています。

(エ) 行事

概ね月に一度の季節行事があり、お花見会やクリスマス会等施設内で行うものと、バーベキューやキャンプ等施設外で行うものとに分けられます。日常の生活から離れ、季節感を味わう行事に参加することで気分転換を図ること、また、集団への帰属意識を高め、参加できたという実感や達成感を味わうことを目的としています。

<令和2年度年間行事実績>

月	行事名
7	七夕
10	お月見会
	ハロウィン
12	クリスマス会
I	お正月行事
2	節分豆まき
3	ひな祭り

(才)各種活動

概ね月に一度、ユニットごとに農園活動や食育活動を実施しています。農業体験や調理体験を通じて、職員の助けを受けながら子ども同士で協働し、達成感を味わう中で心身の健康を育むことを目的としています。

<令和2年度 各種活動実施回数>

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	I 月	2月	3月
農園活動	0	- 1	2	3	3	3	I	1	2	2	- 1	I
食育活動	0	0	I	ı	I	ı	- 1	1	- 1	I	I	I
スポーツ活動	0	0	0	0	0	0	0	1	I	0	0	I

(カ)担当別外出

ニか月に一度、生活支援担当職員と担当児童で外出体験をしています。ショッピングや映画鑑賞、ハイキング等様々な社会体験を通して、気分転換を図るとともに職員の力を借りながら社会的活動の幅を広げることを目的としています。

<令和2年度 担当别外出実施回数>

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	一月	2月	3月
男子ユニット	0	0	1	0	2	0	3	0	2	- 1	2	1
女子ユニット	0	0	-	0	-	0	0	2	0	2	0	I

(キ)担当面接

生活支援担当職員、心理治療担当職員と担当児童とで日々の生活を振り返ることで自己 理解を深め、課題や目標を再確認したり、職員から改めて評価されることでモチベーション の向上を図ることを目的としています。子どもの治療段階によって実施頻度は異なります。

<令和2年度 担当面接実施回数>

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	月	12月	I 月	2月	3 月
回数	0	I	I	2	2	3	7	4	5	4	2	5

(2) 心理治療

(ア)個別セラピー

個別セラピーでは、その子らしい成長や発達を妨げてしまう心の部分の影響力を低減させ、 その子らしく成長や発達をしていく健康な心の機能を回復するお手伝いをしていきます。そ のために、時間と場所と人を定め維持していく治療構造を生かしたセラピーを実施し、ほど よく一貫性のあるセラピストとの治療関係を経験していきます。そのような保護的な環境や 関係性を支えに、子どもは自分の課題に取り組むことに導かれ、そのことにより情緒の安定 を保ちやすくなり、対人関係や社会性の改善につなげていくことをめざしています。

<令和2年度 入所児童個別セラピー実施回数>

	男	女	計
小学生	115	60	175
中学生	0	0	0
計	115	60	175

(イ) グループセラピー

週に1回、45分間(中学生は50分)実施されているグループセラピーでは、子どもの発達 段階にあわせて、クイズやカードゲームなどの活動を実施しています。まずは負荷が低く容易 に達成感が得られるような活動を体験する中で自己肯定感の基盤を育て、集団参加に対し て安心感を得てもらいます。集団に安心して居続けられるようになった段階で、気持ちのコントロールや、ストレスの対処法、社会のルール学習などの要素を少しずつ活動の中に取り入れて、社会性発達を促します。

<令和2年度 入所児童グループセラピー実施回数>

	実施回数	延べ参加人数
小学生高学年グループ (グローアップグループ)	43	53
小学生低学年グループ (なかよしグループ)	20	32

(ウ)心理検査

子どもの心理、社会的な適応・不適応状態を評価するための CBCL (子どもの行動チェックリスト)と、児童の全体的な機能レベルの評価として GAF を用いて半年毎に児童の評価を行い、治療経過の変化を定期評価しています。また、入・通所後、情緒面及び認知面において改めて評価が必要になった子どもについては、その都度、投影法や知能検査等の心理検査を実施することもあります。

<令和2年度 心理検査実施件数>

検査種別	件数
発達検査	3
その他の検査	30

(エ) サークル活動

子どもの抱えるさまざまな課題のために、自由時間の場面において一人で余暇を見つけて楽しむことは難しいことから、余暇支援として一定の方向性を持たせた過ごし方を提供し、体系化された活動の場を設定しています。サークル開設時間中は自由に出入りが可能であり、子どもの主体性を伸ばしていくことや、興味の幅を広げたりすることを目的としています。通常時は、工作に取り組むクラフトサークル、音楽に親しむ音楽サークル、DVDを大画面で鑑賞する映画サークル、身体の適切なトレーニングの仕方を体験するからだづくりサークル、職員の考えたレクを楽しむスポレクサークルを行っています。長期休みには、流しそうめんやかき氷、おやつ作り、卓球サークルなども実施しています。

<令和2年度 通常サークル実施回数>

サークル名	開催回数	述べ参加人数
クラフトサークル	34	91
体づくりサークル	I	3
映画サークル	36	37
音楽サークル	33	50
卓球サークル	9	22

<令和2年度季節サークル実施回数>

サークル名	開催回数	述べ参加人数
流しそうめん会	I	3
クラフト展示会	2	4
かき氷会	2	6
ケーキ・ポップコーンづくり会	I	3

(3) 家族支援

子どもの治療を行っていくうえでは、保護者も課題と向き合い、解決に向けて協働していくことが重要です。そのため、入所している子どもの家族に対し、カウンセリング、心理教育、ペアレントトレーニングといったプログラムを実施しています。子どもの家庭復帰や地域生活への移行を目標に、児童相談所の家族再統合プログラムに沿って、面会、外出、外泊を段階的にすすめ、その都度モニタリングや評価、修正を行います。

<令和2年度入所児童家族面接実施回数>

	実施回数	延べ人数
入所児童家族面接	14	16

<令和2年度入所児童家族面会実施回数>

	実施回数
入所児童家族面会	9

<令和2年度 入所児童外泊実施回数>

	実施回数	日数
入所児童外泊	6	17

(4) 医療支援

児童心理治療施設には、精神および神経心理的な病理や身体疾患のために医療機関における診療を必要とする子どもたちがいます。例えば、被虐待体験のあるような場合には、一見普通のようであっても易怒性や落ち着きのなさ、睡眠障害、幻視・悪夢を見るなど、不安定な心理状態をしばしば抱えています。このような状況にあると生活支援や心理治療に応じることが出来ません。これまで通りの診療を継続的に受けられる体制をとるだけでなく、すべての子どもが心身における健康管理のために、小児科医師である所長の定期的な診察を受けています。また、こころの発達支援センターの児童精神科や近隣小児科、眼科、耳鼻咽喉科、歯科などにも診療協力をいただいています。さらに、医師と看護師による職員に対する指導によって薬剤の効能・効果や副作用の理解を深め、内服管理の徹底などに努めています。

<令和2年度入所児童医療受診件数>

受診科目	小児科 (所長診察含む)	皮膚科	耳鼻科	眼科	精神科	整形外科	合計
延べ件数	51	9	6	3	57	1	127

(5) 関係機関との連携

子ども、保護者が地域での生活に移行し、家族として生活を継続していくためには、その家庭を支える各機関の支援が不可欠となります。

子どもに必要な支援の内容や量にもよりますが、在所中から児童相談所や学校、医療機関などと情報共有し、支援について相談しながら関わっていきます。

退所の際には次の生活の場にスムーズに移行できるよう、丁寧な繋ぎの作業が必要になります。

<令和2年度関係機関連携実績>

実施日	内容	連携先
7月 9月 II月 令和3年3月	児童のアフターフォロー	前措置施設
6月 I2月	措置後連絡会	児童相談所
9月 令和3年3月	ケースカンファレンス	医療機関 児童相談所 学校
令和3年3月	ケースカンファレンス	児童相談所 学校 地域
適宜	自立支援計画策定に係る打ち合わせ	学校
適宜	児童の面会・情報共有	医療機関

2 通所治療機能

(1) 心理治療

(ア)個別セラピー

家庭、または里親宅や児童養護施設等で生活をしており、心理的・環境的要因で日常生活 や人間関係に躓きを生じている子どもや保護者に対して、個別セラピー、家族支援、社会生 活支援プログラム等を通所により行っています。

個別セラピーは入所児同様、その子らしく成長や発達をしていく健康な心の機能を回復するお手伝いをしていきます。そのために、時間と場所と人を定め維持していく治療構造を生かしたセラピーを実施し、ほどよく一貫性のあるセラピストとの治療関係を経験していきます。 頻度としては基本的に週に | 回行っています。保護者面接はケースによって異なりますが月2回程度行っています。

通所の利用形態としては、①併設している山梨県立うぐいすの杜学園に転校し、通学をしながら支援等を受ける、②地域の学校に通いながら、支援等を受ける、の 2 つのパターンがあります。

<令和2年度 通所児童個別セラピー実施回数>

	男	女	計
小学生	31	0	31
中学生	24	0	24
計	55	0	55

(イ)通所登下校支援

うぐいすの杜学園に通学している子どもは、登下校の際には当所を通ることになっています。 登校の際には保護者と家庭での子どもの様子を共有したり、子どもと体調チェックをしてい ます。下校時には学校での様子を聞きながら振り返りをしています。家庭と学校生活と密に 関わり、家庭・学校・当所が協働して子どもを支える体制を整えています。

<令和2年度 通所児童登下校支援実施回数>

	実施回数
登下校支援	211

(2) 家族支援

入所児童と同様、通所児童についてもカウンセリング、心理教育、ペアレントトレーニングといったプログラムを実施しています。通所児童については、自宅や当センター以外の生活の場からセラピーや登校をするという点で、より家族支援や関係機関との連携のウエイトは大きくなります。

<令和2年度 通所児童家族面接実施回数>

	実施回数	延べ人数
通所児童家族面接	32	34

(3) 関係機関との連携

通所児童の場合は、地域との関わりがより深いため、措置機関である児童相談所をはじめ、 学校、市町村、医療機関等とのやりとりが多くなります。

センターでの治療、支援を地域でも活かしていただけるよう、子ども、保護者の意向を確認 しながら密な連携をとることを心がけています。

<令和2年度関係機関連携実績>

実施日	内容	連携先
適宜	ケースカンファレンス	児童相談所
令和3年2月	ケースカンファレンス	医療機関 児童相談所 地域

(4) アフターフォロー

退所児童に対し、アフターフォローとして定期的にセンターに来所してもらい、子どもや家族と退所後の状況を確認したり、相談を受けます。また、状況に応じて子どもの復学・転学・入学先の学校への訪問や、関係機関とのカンファレンスを実施し、退所後の地域生活での支援体制を構築し、切れ目のない支援に努めます。

IV 研修·普及

l 人材育成

職員のスキルアップを図り、施設運営の安定化を図ることを目的とした研修企画と他施設等からの研修生や大学等からの実習生を受け入れています。また、他機関が開催する研修会等に講師派遣しています。

<令和2年度実績>

(1) 職員のスキルアップ研修

① 外部研修

(ア) 全国児童心理治療施設協議会が主催する研修会への職員派遣

実施日	内容	場所	参加者
10月30日 11月6日 11月13日	全国児童心理治療施設 新設·新任職員研修	WEB 開催	心理士 児童指導員
12月8日	全国児童心理治療施設協議会 第2回総会·施設長会議	WEB 開催	次長 指導幹
令和3年1月6日	全国児童心理治療施設協議会 中堅職員研修	WEB 開催	心理士
令和3年1月7日	全国児童心理治療施設協議会チー ムリーダー専門研修会	WEB 開催	児童指導員
令和3年 月 5日	児童心理治療施設職員指導者研修	WEB 開催	児童指導員
令和3年1月18日	関東ブロック所長会議	WEB 開催	所長
令和3年3月3日	医師専門研修	WEB 開催	所長
令和3年3月3日	全国児童心理治療施設協議会 第3回総会·施設長会議	WEB 開催	所長

② 内部研修

(ア) スーパーバイザー招聘事業

外部のスーパーバイザーを招いて、治療・支援の経過を振り返り、専門的な指導を 受けています。

○田中哲先生(こころの発達総合支援センター)

実施日	内容
7月2日	事例検討会(精神症状を来す児童の養育と治療)
9月24日	事例検討会
12月3日	講義:子どものこころの育ちを支援する
令和3年1月7日	事例検討会

〇上村拓治先生(山梨大学)

実施日	内容
10月15日	講義「適応障害とうつ病性障害」
令和3年1月21日	講義「複雑性 PTSD」

○小林真理子先生(山梨英和大学)

実施日	内容
7月28日	講義:児童福祉施設における人材育成・研修

8月25日	事例検討会
9月8日	事例検討会
10月27日	事例検討会
月 0 日	事例検討会
12月22日	事例検討会
令和3年1月12日	事例検討会
令和3年2月9日	事例検討会
令和3年3月17日	事例検討会

〇山田勝美先生(山梨県立大学)

7月14日	協議:生活の中での集団化への試み
10月23日	事例検討会
令和3年2月22日	事例検討会

(イ) 所内研修会

職員が講師となり、基礎的な知識学習や演習を実施しています。

実施日	内 容	講師
5月12日	所内リスクマネジメント	次長
7月14日	施設内虐待防止対策	次長
10月13日	感染症予防対策	所長

(2) 地域の人材育成

① 実習生の受け入れ

実施日	受け入れ先大学	人数
令和3年2月	山梨県立大学	7

2 関係機関連携

(1)講師派遣

実施日	依頼機関	内容	講師
6月1日	山梨県立こころの発達総合支援センター	新型コロナウイルス感染から子どものこころを守る ために専門医師からのメッセージリレー第3回	所長
7月8日	山梨県立こころの発達総合支援センター	こころの発達総合支援センター連携協議会:うぐい すの杜について	所長
8月21日	山梨県立こころの発達総合支援センター	わくわく夏の学習会	所長
9月17日	山梨県立こころの発達総合支援センター	研修会:発達障害とてんかん	所長
月 日	山梨県立こころの発達総合支援センター	研修会:起立性調節障害	所長
令和3年2月27日	山梨県小児神経懇話会	社会的養護について~うぐいすの杜から~	所長

(2) 関係機関連携

関係機関名	内容	参加者
山梨県立特別支援学校うぐいすの杜学園	学校評議員	所長
山梨県立特別支援学校うぐいすの杜学園	嘱託医	所長
甲府市教育委員会	甲府市教育支援委員	所長
インクルーシブ教育推進事業に係る山梨県病弱 専門部特別支援連携協議会	助言者	所長
山梨英和大学	非常勤講師	所長
山梨大学医学部	非常勤講師	所長

(3) 各種連携会議

① 山梨県関係会議

実施日	依頼機関	内容	講師
11月6日	山梨県	第 回子どもを守る山梨ネットワーク会議	所長
令和3年3月11日	山梨県	発達障害者サポートネットワーク推進協議会	所長

② 子どものこころサポートプラザ連携会議

実施日	内容	連携先
4月、8月、	サポートプラザ連携推進会議	中央児童相談所、こころの発達総合支援
令和3年1月、3月	74、1777年25日	センター、うぐいすの杜学園
毎月	サポートプラザチーム会議	中央児童相談所、こころの発達総合支援
77./1	/パ・インファア 公公成	センター、うぐいすの杜学園

3 調査研究

(1)研究発表実績

発表対象	場所	タイトル	発表者
第 5 回	誌上開催	「GAF と CBCL にみるうぐいすの杜の入所児の状況に ついて	赤松
令和 2 年度山梨県社会福祉研究発表会	心上 /用作	「治療的生活支援について~入所児童が抱える不安から現状を考察~」	深尾

4 広報·普及

(1) 施設視察・見学者受け入れ

来所日	団体名	人数
4月2日	知事視察	_
5月24日	県内小児科医師	5
7月6日	いのちの電話	I
7月8日	総務部長·財政課長視察	20
7月13日	児童福祉施設心理士連絡会	15
7月15日	サポートプラザ・都留児相職員見学	20

児童心理治療施設医師	I
子ども福祉課	2
笛吹市教育委員会	24
富士見支援学校視察	5
山梨県弁護士会視察	13
山梨県臨床心理士会	1.1
山梨県立北病院	7
都留文科大学	I
甲州市民生児童委員会	18
県議・市議	3
佐賀県健康福祉部行政視察	3
西桂町健康福祉課	4
県教育厚生委員視察	3
県特別支援学校校長会視察見学	8
	子ども福祉課 笛吹市教育委員会 富士見支援学校視察 山梨県弁護士会視察 山梨県臨床心理士会 山梨県立北病院 都留文科大学 甲州市民生児童委員会 県議・市議 佐賀県健康福祉部行政視察 西桂町健康福祉課 県教育厚生委員視察

(2) 機関誌発行

令和2年度は「うぐいす通信第1号」を発行しました。